

個人情報取扱規則

第1章 総則

第1条（目的）

- ① この規則は、個人情報の取扱いのために必要な事項を定める。
- ② 個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報取扱規則に定める。

第2条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 個人識別符号

以下のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴をコンピュータ等の利用のために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用に関し割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者ごとに異なるものとなるよう割り当てられることにより、特定の利用者を識別することができるもの
- (3) 個人に販売される商品の購入に関し割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であって、その購入者ごとに異なるものとなるよう割り当てられることにより、特定の購入者を識別することができるもの
- (4) 個人に発行されるカードその他の書類に記載され、又は電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載され、又は記録されることにより、特定の発行を受ける者を識別することができるもの

2. 個人情報

生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若

しくは電磁的記録に記載若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3. 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

4. 個人情報データベース等

以下のいずれかに該当する情報の集合物を構成する個人情報（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- (1) 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- (2) 特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

5. 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報（個人情報データベース等から紙面に出力されたものやそのコピーを含む。）

6. 保有個人データ

本人からの求めに対し、当社が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応ずることができる個人データで以下のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそ

れ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

7. 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、個人情報保護法で定める仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

8. 雇用管理情報

当社の従業員、当社の従業員になろうとする者及び当社の従業員になろうとした者並びに過去に当社の従業員であった者の雇用管理のために収集、保管、利用等する情報

9. 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

10. 個人情報管理統括責任者

当社の個人情報管理のための業務全般について統括的責任と権限を有する者をいう。

11. 個人情報管理責任者

個人情報管理統括責任者の指揮の下、各店舗における個人情報管理のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

12. 個人情報管理者

個人情報管理責任者の指揮の下、各課所における個人情報の管理及び取扱いについて責任を有する者をいう。

13. 個人情報管理監査責任者

個人情報管理業務の遂行状況の適否を監査する責任を有する者をいう。

14. 従業者

当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社の指揮・監督下にある出向者及び派遣労働者をいう。

15. 個人情報保護法

個人の情報の保護に関する法律をいう。

第3条（適用範囲）

この規則は、従業者に対して適用する。

第2章 個人情報の取得

第4条（利用目的の特定及び変更）

- ① 個人情報の取扱いに際しては、その利用目的をできる限り特定する。
- ② 個人情報の利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と関連性を有する
と合理的に認められる範囲で行う。
- ③ 利用目的を変更した場合、変更した利用目的について、本人に通知し、又
は公表する。

第5条（個人情報の取得手続）

業務上新たな利用目的で個人情報を取得する場合には、利用目的及び実施方法
について、あらかじめ個人情報管理責任者の承認を得る。

第6条（個人情報の利用目的の通知又は公表）

- ① 個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を公表している場
合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表する。
- ② 前項の規定にかかわらず、書面により個人情報を取得する場合は、人の生
命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじ
め本人に対しその利用目的を明示する。
- ③ 雇用管理情報の利用目的を公表する場合は、その内容が本人に確実に伝わ
る媒体を選択する。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する場合は、前三項の規定を適用しない。
 - 1. 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者
の生命、身体、財産その他の権利又は利益を害するおそれがある場
合
 - 2. 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は
正当な利益を害するおそれがある場合
 - 3. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対
して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、
又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれが
あるとき
 - 4. 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第7条（取得の制限）

- ① 個人情報を取得するときは、適法かつ適切な方法で行う。
- ② 次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要
配慮個人情報を取得しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
5. 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体その他法令等で定める者により公開されている場合
6. 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
7. 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合

第8条（第三者提供を受ける場合の記録の作成等）

- ① 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 1. 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 2. 当該第三者による取得の経緯
- ② 前項に定める確認により当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合、第三者から個人データの提供を受けてはならない。
- ③ 第1項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他法令等で定める事項に関する記録を作成する。
- ④ 前項の記録は、当該記録を作成した日から法令等で定める期間保存する。

第9条（個人関連情報の取得）

個人関連情報を個人データとして取得する場合には、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、第三者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意をあらかじめ得なければならない。

第3章 個人情報の利用

第10条（個人情報の利用）

- ① 個人情報は、原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で、業務上必要な限りにおいて利用する。
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第11条（個人情報の目的外利用）

前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

1. あらかじめ本人の同意があった場合
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条（データ内容の正確性の確保）

あらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

第4章 個人データの利用

第13条（個人データの提供）

- ① 次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。
 1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、

本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ
があるとき

- ② 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。
1. 利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 2. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 3. 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合

第14条（オプトアウトによる個人データの提供）

① 第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報又は第7条の規定に違反して取得されたもの若しくはオプトアウト手続で取得されたものを除く。以下、この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（個人情報保護法及び関係政令に基づき、平成28年1月1日に設置された国の機関。以下、同じ。）に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

1. 当社の名称、住所及び代表者の氏名
 2. 第三者への提供を利用目的とすること
 3. 第三者に提供される個人データの項目
 4. 第三者に提供される個人データの取得の方法
 5. 第三者への提供の方法
 6. 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 7. 本人の求めを受け付ける方法
 8. その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- ② 前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、前項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは変更する内容についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出る。

- ③ 前二項による個人情報保護委員会に対する届出事項が同委員会により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される第1項各号の事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表する。

第15条（第三者提供に係る記録の作成等）

- ① 個人データを第三者（国の機関等を除く。）に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他法令等で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第2項各号のいずれか（次条の規定による個人データの提供にあっては、第13条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- ② 前項の記録は、法令等で定める期間保存する。

第16条（外国にある第三者への提供）

- ① 外国（法令等で認められた国又は地域を除く。以下、この条において同じ。）にある第三者（法令等で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合、第13条の規定は適用しない。
- ② 前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則の定めに従い、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- ③ 個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則の定めに従い、当該第三者による相当な措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

第17条（個人関連情報の第三者提供）

- ① 第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則の定めによる確認手続を経ずに、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

1. 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 2. 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則の定めに従い、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- ② 個人関連情報を外国にある第三者（前条第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則の定めに従い、当該第三者による相当な措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- ③ 第15条は、第1項の規定により確認する場合について準用する。

第5章 個人データの取扱いの委託・共同利用

第18条（個人データの取扱いの委託）

- ① 個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合は、個人情報管理責任者の承認を得る。
- ② 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いの第三者への委託にあたり、以下の各号の措置を執らなければならない。
 1. 個人データの委託先における安全管理措置が当社と同等であることを確認すること
 2. 以下の事項を含めた個人情報管理に関する契約を委託先と締結すること
 - (1)当社及び委託先の責任に関する事項
 - (2)個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - (3)委託契約範囲外の加工、利用、複写、複製を禁止する事項
 - (4)委託契約期間
 - (5)委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
 - (6)再委託に関する事項
 - (7)個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - (8)原則として、委託先に対する実地調査を可能とする事項

- ③ 委託契約期間中、個人情報管理者は必要に応じて個人情報を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により、委託先の委託業務履行状況を確認し、契約等に違反していることが認められるときは、直ちに個人情報管理責任者と協議して委託先に対して必要な措置を執らなければならない。
- ④ 委託先が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、当社の許諾を必要とする。また、再委託が行われた場合、当社は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督する。再委託先が、更に他の第三者に対して再々委託する場合以降も同様とする。

第19条（個人データの共同利用）

- ① 個人データを第三者との間で共同利用する場合は、個人情報管理責任者の承認を得る。
- ② 個人データを共同利用する場合は、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、利用する者の範囲、利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（法人の場合にはその住所及び代表者名）について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。これらを変更する場合も同様とする。

第6章 安全管理措置

第20条（個人データを取り扱う区域の管理）

個人情報データベース等を取り扱うサーバー等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を行う区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ次の各号のとおり安全管理措置を講ずる。

1. 管理区域
入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限
2. 取扱区域
 - (1)壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧の防止
 - (2)個人データの取扱いに際しては、個人データを取り扱う権限が付与されていない者の往来が少ない場所で実施すること
 - (3)個人データをパソコンで取り扱う場合、離席時にパスワード付スク

リーンセーバーの起動又はコンピュータのロック等で閲覧できない
ようにすること

- (4)個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等を机上、
社内等に放置しないこと

第21条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止する
ために、次の各号のとおり安全管理措置を講ずる。

1. 個人データを取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
2. 個人データを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

第22条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

個人データが記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に
持ち出す場合、次の各号のとおり安全管理措置を講ずる。

1. 持出しデータの暗号化又はパスワードによる保護
2. 個人データが記載された書類等は、封緘、目隠しシールの貼付その他こ
れらと同等の漏えい防止策

第23条（その他の安全管理対策）

- ① 個人情報管理統括責任者は、個人データへの不正アクセス、個人データの
紛失、改ざん、漏えい、滅失又は毀損など個人データに関するリスクに対
して、この規則に定めるもののほか、必要かつ適切な安全管理対策を講ず
る。
- ② 個人データを外国で取り扱う場合には、当該外国における個人情報の保護
に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施する。

第24条（個人情報の取扱状況の記録）

個人情報管理者は、個人情報データベース等について、別途定める様式「個人
データ取扱台帳」を用いて次の事項を記録する。

1. 個人情報データベース等の種類、名称
2. 個人データの項目
3. 責任者・取扱部署
4. 明示・公表等を行った利用目的
5. アクセス権限を有する者等

第7章 保有個人データに関する事項の公表等

第25条（保有個人データに関する事項の本人への公表等）

個人情報管理者は、保有個人データに関し次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。

1. 第6条第4項第1号から第3号に該当する場合を除くすべての保有個人データの利用目的
2. 次条、第27条第1項、第6項又は第28条第1項若しくは第2項の規定による求めに応ずる手続

第26条（保有個人データの利用目的の通知）

個人情報管理者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

1. 当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
2. 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合

第8章 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

第27条（開示・訂正等）

① 個人情報管理者は、本人から自己の保有個人データについて開示（本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求を受けた場合は、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、本人に対し、合理的な期間内に開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利又は利益を害するおそれがある場合
2. 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

② 開示は、本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により行うものとする。

③ 個人情報管理者は、第1項に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は前項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し遅滞なくその

旨を通知しなければならない。

- ④ 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第15条及び第17条の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。）について準用する。
- ⑤ 他の法令の規定により、保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについて第1項の規定を適用しない。
- ⑥ 個人情報管理者は、本人から、自己の保有個人データの内容が事実でないという理由によって、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、法令の規定により特別の手続が定められているときを除き、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行う。また、訂正等を行った場合又は訂正等を行わない旨の決定をした場合は、遅滞なく本人に対して通知する。
- ⑦ 個人情報管理者は、保有個人データの開示又は訂正等のうち重要なものについては、個人情報管理責任者の承認を得る。

第28条（利用停止）

- ① 個人情報管理責任者は、本人から自己の保有個人データについて第7条の規定に違反して取得されたものであるという理由若しくは第10条又は第11条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その求めに理由があると判断したときはこれに応ずる。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要するとき、その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、これに代わるべき措置を執るときはこの限りではない。
- ② 個人情報管理責任者は、本人から自己の保有個人データについて第13条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その求めに理由があると判断したときはこれに応ずる。ただし、当該保有個人データの第三者提供の停止に多額の費用を要するとき、その他第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、これに代わるべき措置を執るときはこの限りではない。

- ③ 当該本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由として、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要するとき、その他利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、これに代わるべき措置を執るときはこの限りではない。
- ④ 個人情報管理責任者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

第9章 個人データの廃棄・消去

第29条（廃棄・消去の手続）

- ① 個人データが含まれる書類の廃棄は、文書規程の定めに従い保存年限経過後速やかに焼却、裁断又は溶解処理により行う。
- ② 個人データを記録したコンピュータ及び記録媒体については、特別のソフトウェアを使用して個人データを完全に消去するか記録媒体を物理的に破壊してから廃棄する。

第10章 組織及び体制

第30条（管理組織）

- ① 個人情報管理統括責任者は、管理部門管掌取締役とする。
- ② 個人情報管理責任者は、各店部室長とする。
- ③ 個人情報管理者は、各課所長とする。
- ④ 個人情報管理監査責任者は、監査部長とする。

第31条（情報漏えい等事案への対応）

- ① 情報漏えい等の事案の発生又はその兆候を把握した場合、個人情報管理統括責任者は、速やかに総務部長、事業推進部長及び情報システム部長等で構成される調査委員会を招集し、必要に応じて、適切かつ迅速に次の対応を行う。
1. 当社内部における報告及び被害の拡大防止
 2. 事実関係の調査及び原因の究明
 3. 影響範囲の特定
 4. 再発防止策の検討及び実施
 5. 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
 6. 事実関係及び再発防止策等の公表
- ② 個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの（以下「報告対象事態」という。）の発生を知った場合、個人情報保護委員会へ速やかに（概ね3～5日以内）、以下の事項のうちその時点で把握している当該事態に関する事項を報告し（速報）、原則として30日以内（サイバー攻撃等が原因の場合は60日以内）に以下の事項全てを報告する（確報）。
1. 概要
 2. 個人データの項目
 3. 個人データに係る本人の数
 4. 原因
 5. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 6. 本人への対応の実施状況
 7. 公表の実施状況
 8. 再発防止のための措置
 9. その他参考となる事項
- ③ 報告対象事態の状況に応じて速やかに、前項1号、2号、4号、5号及び9号の事項を本人に対して通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとる場合には本人への通知を要しない。

第32条（教 育）

個人情報管理統括責任者は、従業者に対して個人情報管理の重要性を認識させ、

その確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・研修を行う。

第33条（監査）

個人情報管理監査責任者は、この規則及び関係諸法令等に照らし、個人情報の取扱状況を監査する。

第34条（義務）

- ① 従業者は、業務上知り得た個人情報を個人情報管理責任者の許可なく第三者に開示してはならない。また業務上知り得た個人情報を不正な目的で使用してはならない。退任・退職・出向契約終了・労働者派遣契約終了後も同様とする。
- ② 従業者は、この規則又は法令に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した場合、その旨を個人情報管理責任者に報告しなければならない。
- ③ 従業者は、個人データの漏えい等の事故が発生した場合又は発生のおそれがあると判断した場合は、その旨を個人情報管理責任者に報告しなければならない。
- ④ 個人情報管理責任者は、前二項による報告の内容を遅滞なく個人情報管理統括責任者に報告する。
- ⑤ 個人情報管理統括責任者は、前項による報告の内容を調査し、それが事実であると判明した場合には、関係部門に適切な措置を執るよう指示する。

第35条（罰則）

- ① この規則に違反した取締役及び執行役員については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議により処分を行うことができる。
- ② この規則に違反した従業員は、従業員就業規則に定める懲戒に処することができるほか、損害賠償責任を負わせることができる。

第36条（苦情及び相談）

個人情報管理責任者は、個人情報に関する本人からの苦情及び相談を受け付ける窓口を設置する。

第11章 個人情報の具体的取扱手順等

第37条（個人情報の具体的取扱手順等）

従業員、株主、顧客等に関する個人情報の具体的な取扱手順及び情報システムの運用に関しては、別に定める。

個人情報取扱規則の沿革

制定 平17. 4. 1. 達 第1号（実施 平17. 4. 1.）
改正 平19. 5. 1. 達 第7号（実施 平19. 5. 1.）
改正 平22. 6. 29. 達 第6号（実施 平22. 6. 29.）
改正 平25. 6. 26. 達 第2号（実施 平25. 6. 26.）
改正 平29. 5. 30. 達 第3号（実施 平29. 5. 30.）
改正 2022（令 4）. 4. 1. 達 第2号（実施 2022（令 4）. 4. 1.）